

新潟市道路位置指定要綱

(目的)

- 第1条** この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（変更、廃止を含む。以下同じ。）について、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

- 第2条** この要綱は、宅地造成面積が1,000平方メートル未満のものについて適用し、当該面積を超えるもの又は市街化調整区域における開発行為の許可を要するものについては「新潟市開発指導要綱」によるものとする。

(道路の配置設計の原則)

- 第3条** 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は周辺の状況等を勘案して環境の保全、災害の防止又は通行の安全上支障のないような規模及び構造で適切に設置しなければならない。
- 1 指定道路の設計にあたっては、新たにその道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形、地盤の性質及び周辺の状況並びに予定建築物の用途及び配置等について関係法令等に定めるもののほか、この要綱に適合しなければならない。
 - 2 道路の指定、変更又は廃止にあたっては、別に定める利害関係者の承諾を得ること。
 - 3 指定道路に接する土地及びその土地に現に存する建築物（以下、「既存建築物」という。）が、建築基準法第56条第1項第1号の規定（道路斜線制限）に抵触する場合は指定することができない。ただし、指定道路に接する土地及びその土地の既存建築物の所有者の承諾を得た場合においては、この限りではない。

(事前手続)

- 第4条** 道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）で、指定道路を築造（変更を含む。以下同じ。）するときは、新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号）に基づく道路位置の指定・変更申請の前に、第5条から第7条に定める手続きをとるものとする。

(築造計画書の提出)

- 第5条** 申請者で、指定道路を築造するときは、築造計画書（別記様式第1号）に、別に定める新潟市道路指定申請書及び添付図書作成要領（以下「作成要領」という。）にある関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

(受理通知書の交付)

- 第6条** 市長は、築造計画書及び添付図書の内容がこの要綱及び別に定める道路指定（変更・廃止）技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しているか否かについて書類審査し、適合しているものについては、築造計画書の受理通知書（別記様式第2号。以下「受理通知書」という。）を交付する。この場合において、当該通知書の有効期間は、当該通知書に記載した日付から起算して1年とする。

(道路築造)

- 第7条** 申請者は、受理通知書の交付を受けた後に指定道路の築造に着手しなければならない。

(申請書の提出)

- 第8条** 申請者は、新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第11号）に基づく道路の指定・変更・廃止申請書（別記第4号様式正本。以下「申請書」という。）及び道路の指定・変更・廃止通知書（別記第4号様式副本。以下「通知書」という。）に、別に定める作成要領にある関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

(書類審査及び完了検査等)

- 第9条** 市長は、第8条の規定による申請があったときは、申請書及びこれに添付された図書の内容がこの要綱及び技術基準に適合しているか否かについて書類審査するものとする。
- 1 申請者は、指定道路を築造し申請書を提出した場合、工事の完了検査を受けなければならない。
 - 2 市長は、前2項の規定による書類審査及び完了検査において不備な事項がなかったときは、道路の位置の指定を行う。
 - 3 申請者は、第2項の検査の結果、申請書どおりに築造されていない場合は、工事完了検査結果書（別記様式第3号）の指示により手直しを行い再検査を受けなければならない。

(指定通知及び公告)

第10条 市長は、前条第3項の規定により、道路の位置の指定を行ったときは、新潟市建築基準法施行細則第11条第3項の規定により、通知書を交付するとともに、その旨を公告するものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の第2条の規定により新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の第6条の規定による受理通知の交付を受けたものについてはなお従前の例による。